

令和3年度保育所入所のご案内

芝山町福祉保健課 子育て支援係
77-3914

- 保育所の申込は、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度の」施行に伴い、「保育の必要性の認定」に係る申請を兼ねています。
- 保育の必要性が認定されると「支給認定証」が発行されます。長く使いますので、大切に保管してください。（支給認定証は、新規入所の際に発行され、入所後は、年齢や保育に必要な時間等変更があった際に発行されます。）

1. 保育所とは

保育所は、保護者の就労や病気等の理由により、家庭で保育ができない児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。ご家族の中で保育にあたる方がいる場合は入所できません。

集団生活になれさせたい、小学校の入学準備等の理由では入所の対象とはなりませんのでご注意ください。

2. 保育所へ入所できる基準

保護者のいずれもが次のいずれかの理由で子どもを保育できないため、保育の必要性があると認められる場合です。

- (1) 就労（フルタイム、パートタイム、農業従事、自営業従事等）
- (2) 妊娠・出産
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業の準備を含む） ※入所後3ヶ月以内に就労し、証明書を提出してください。
- (7) 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、上記に類する状態にある場合

3. 入所申込受付

◎新規入所児童の申込受付

入所希望保育所	受付日	受付時間	受付場所
第一保育所 第二保育所 第三保育所	11月14日(土)	8:30~正午	芝山町役場南庁舎 (役場本庁舎 隣)

※ 新規入所児童は、受付の際、保育所長との簡単な聞き取りを行いますので、児童同伴でお越しください。

※ 当日都合が悪い方は、在所児童の受付に準じて提出してください。(児童との聞き取り日時については、後日、連絡のうえ調整します。)

◎在所児童の申込受付

受付締切：土日祝日を除く11月27日(金)まで

受付時間：8時30分~17時15分

受付場所：芝山町役場福祉保健課 子育て支援係

※平日の提出ができない方は、11月14日(土)の提出でも可

4. 提出書類

◇給付認定申請と入所申込は同時に行います。

次の(1)~(4)のうち必要な書類をそろえて提出してください。

※ 入所申込児童1名につき1部提出するもの

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 利用申込書
- (2) 家庭に於ける生活状況調査

※ 入所申込児童が1名以上いる場合に1部のみ提出するもの

- (3) 家庭状況調査書(父親の状況、母親の状況、祖父祖母等の状況)
- (4) 保育ができないことを証明する書類

保育をできない理由により下記書類を提出してください。

理由が重複する場合は、双方とも証明書を提出してください。

65才未満の同居の祖父母等についても証明書を提出してください。

- ① 常勤・パート等で働いている場合 就労証明書
(学童クラブと兼用)
- ② 自営業に従事している場合 自営業従事届
- ③ 農業に従事している場合 農業従事者届
- ④ 母親の出産の場合 出産予定日証明書
- ⑤ 病人等の看護・介護をしている場合 該当者の診断書
- ⑥ 疾病等による場合 該当者の診断書
- ⑦ その他特別な理由のある場合 家庭状況申立書

※ 就労証明書以外の証明書等の指定様式については各保育所または福祉保健課でお取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

注) 新規入所希望の方で令和2年1月2日以降に芝山町に転入した方は、次の書類を入所申込時に添付してください(両親分)。

- ・ 令和2年度市町村民税課税証明書(令和2年1月1日時点で住民登録のある市役所・町村役場で取得してください。)

なお、マイナンバー(個人番号)の提示により証明書の提出は省略することが可能となります。

提出にあたって…

提出時には必ず提出用封筒に入れ、保護者名・児童名・児童生年月日・希望保育所を記入してください。(3名まで記入できます。)

5. 途中入所の申込みについて

途中入所の申込みは随時受付けております。

毎月1日が入所日(緊急の場合は除きます。)となります。入所の際には事前に聞き取りを行いますので、入所を希望する月の前月10日までに入所申込手続きを行ってください。

入所を希望する保育所の空き状況等により希望する保育所に入所できない場合があります。

6. 入所の承諾について

保護者の方から提出していただいた入所申込書等により、「保育所に入所できる基準」に該当するかどうか審査し、該当する場合は保育所への入所を承諾することとなります。

ただし、入所申込者が各保育所の定員を超える場合には父子家庭・母子家庭の児童、保育に欠ける程度の高い児童から入所を承諾します。

したがって、第2希望の保育所に入所していただく場合もありますのであらかじめご承知おきください。

入所承諾書・支給認定証は令和3年2月上旬頃通知する予定です。

7. 保育料について [別紙1参照]

0~2歳児の保育料は、保護者の町民税所得割課税額により決定されます。

毎月1日に在籍している児童に対し、その1か月分の保育料を賦課いたします。日数に関わらず欠席しても保育料をお返しすることはできません。

2名以上のお子様保育所に入所してる場合、第1子の保育料は基準額、第2子は半額、第3子以降が無料となります。

なお、保育料を長期に滞納されますと退所していただくこととなります。

また、3歳以上児の保育料は、令和元年10月より無償化となりましたが、これに伴い保育料の一部として負担していただいていた副食費(おかず、おやつなど)については、引き続き保護者の方に負担いただくこととなります。

◎下記のいずれかに該当する世帯は、所得により保育料が減免となる場合があります。

- ★ ひとり親世帯（母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。事実婚を除く。）
- ★ 障害手帳（身体障害者手帳・療育手帳等）の交付を受けた者のいる世帯。
- ★ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- ★ 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。

8. 延長保育料について

延長保育時間は、保育標準時間に認定された方が保育時間（11 時間）を超えて預ける場合、保育短時間に認定された方が保育時間（8 時間）を超えて預ける場合に、別途、延長保育料金をいただくこととなります。

なお、延長保育料金は、第 2 子以降の児童でも延長保育料金をいただきます。

※保育標準時間認定・・・父・母の就労時間が月 120 時間以上の世帯

※保育短時間認定・・・父・母の就労時間が月 48 時間以上

120 時間未満の世帯

〈注〉父・母の就労時間は合算しません。

9. 給食費

3 歳以上児については、実費徴収として副食費（おかず、おやつなど）を保護者の方に負担いただくこととなります。

- ・副食費（おかず、おやつなど）は、月額 4,000 円
- ・主食費（お米など）は、町が負担しているため保護者の方の負担はありません。（所得等の条件により免除になる場合があります。）

0～2 歳児については、引き続き保育料の一部として副食費を保護者の方に負担いただくこととなります。

10. その他

（1）次の場合は必ず届出してください。提出先：福祉保健課子育て支援係

○住所が変わるとき ○保護者の仕事が変わったとき

○保護者・世帯構成が変わったとき ○退所するとき

（2）次の場合には、保育の実施期間中でも退所していただきます。

○虚偽の申込みをしたとき

○「保育所に入所できる基準」に該当しなくなった場合